

議長	委員長	局長	係長	係

第15回議会運営委員会 会議記録

日 時	開会	令和5年1月24日(火) 午前9時53分			
	休憩	10:45~10:59			
	閉会	令和5年1月24日(火) 午前11時45分			
会議場所	斜里町総合庁舎3階 委員会室				
出席委員	委員長 佐々木 健佑				
	副委員長 若木 雅美		委員 木村 耕一郎		
	委員 小暮 千秋		委員 久保 耕一郎		
	委員外議員 須田 修一郎		議長 金盛 典夫		
欠席委員	委員 久野 聖一				
説明員					
参考人					
傍聴者数	一般者	名	報道関係者	名	議員
事務局職員	事務局長 平田 和司		議事係長 宮下 直人		名

議会運営委員会を開催したので下記により記録する。

記

1. 議会の保有する個人情報の保護に関する条例について

(説明者: 説明・提案内容)

佐々木: 資料1-1、1-2、1-3により説明。

(決定事項)

- ・資料1-2、P15、第45条3項について、全国議長会例の空欄箇所に、第50条に規定されている条文を移行している旨を記載する。
- ・令和5年2月2日(木)2月臨時会議終了後に開催される議員協議会において、修正した文案を示し協議することとした。

(質疑等)

久 保: 審査会について、4月1日までに作るのか。

佐々木: 行政側の話であり、詳しくは確認していない。

木 村: 現行の審査会をスライドするのではないか。委員を選び直すかはわからない。

久 保: 資料1-2、P15、第45条1項3号について、全国議長会の例文の3号と4号をまとめたのか。まとめたのには理由があるのでは。

木 村: 説明については全体の流れを把握し、丁寧に行うのが望ましい。全国議長会の例文と変え

た理由は何かなど。資料 1-2、P15、第 45 条 3 項について、どういう理由で付け加えたのか、明確となっていない。

佐々木：まず久保議員の内容について、資料 1-2、P15、第 45 条 1 項 3 号については、全国議長会の例文の 3 号と 4 号の内容が類似しているためまとめたものである。

木村議員の内容について、資料 1-2、P15、第 45 条 3 項は全国議長会例文の第 50 条から移行してきた内容であり、斜里独自で新規に追加した内容ではない。

木 村：そうであれば全国議長会例の空欄箇所に、第 50 条に規定されている条文を移行している旨を記載したほうがよいと考える。

佐々木：2 月 2 日の議員協議会で示す際には第 50 条から移行してきたことがわかるよう修正したものを示したい。

木 村：この条例については検察と協議したということであったが、すべての条例を協議する訳ではなく、罰則付きでも検察協議が必要なものとそうでないものがあり、そこをきちんと認識しておかなければならない。いわゆる行政罰は必要なく、刑事罰は必要であるという認識である。

金 盛：今回の条例については法に基づいて定めるものであり、検察庁への協議が必要となる。しかし作る主体はあくまで市町村であり、全国一律で過不足がないように他市町村と足並みを揃えて全国議長会の例をもとに作成している。

木 村：どちらにせよ過料と刑事罰と条例との関係、検察協議の必要の有無について、改めて調べておいたほうがよい。

佐々木：改めて調べてまいりたい。

金 盛：資料 1-2、P15、第 45 条 3 項について、「審査会」と記載されているが、これは行政の審査会ということか。議会は附属機関を設置できないこととなっている。行政の、ということであればそれを条文に盛り込まなければならないのでは。

佐々木：資料 1-2、P15、第 45 条 1 項において、「斜里町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」と記載しており、3 項の「審査会」はこれに該当する。

金 盛：了解した。

2. 議員の旅行に関する申し合わせの見直しについて

（説明者：説明・提案内容）

佐々木：資料 2-1、2-2 により説明。

（決定事項）

- ・資料 2-2、P1、第 4 議会を代表する議長の旅行について、令和 5 年改訂の箇所をすべて赤字で記載する。
- ・資料 2-2、P1、第 6 議員の派遣について、令和 5 年改訂の箇所において「委員会として派遣の承認を行なう」という文言を「委員会として派遣の決定を行なう」に修正する。
- ・令和 5 年 2 月 2 日（木）2 月臨時会議終了後に開催される議員協議会において、修正した文案を

示し協議することとした。

(質疑等)

木 村：今までの整理、今後の整理について、丁寧に説明をしたほうがよい。派遣についての理解、町外のみならず町内でも派遣にあたる。町内における大きな行事については派遣と位置づけ、出席義務を負ったほうがよいのか。議員の費用弁償等も明確にすべきである。

3. その他

佐々木：すでに周知済みであるが、2月2日に臨時会議を開催するのでよろしく願いたい。議事日程確認のため当日本会議前に議運を開催するが、開催時間を9時からしたいがいかがか。→了

宮 下：2月2日の議員協議会にて、令和5年度の当初予算について町長査定が終わり、投資予算含め額が確定したことから、改めて説明を行いたいと考えている。

金 盛：2月2日の全員協議会にて、行政より観光船事故の関係と一般廃棄物の関係で2点報告がされる予定。議会としてはそれぞれに特別委員会を設置する必要があるか否かについて、議会運営委員の皆さんに意見を伺いたい。

木 村：特別委員会の設置について、地方統一選を控えたこの時期に設置することはふさわしくないと考える。ただ常任委員会で調査・検討を行うよう議長から申し伝えるのはよいかと思う。

久 保：木村議員と同じく。まず資料がないと判断できないので、議員全員に資料を早く示してほしい。

小 暮：常任委員会で調査を行い、委員会の総括としてまとめていくのがよいと考える。

若 木：個々の議員が考えることであり、委員会の中で認識を深めることができればよい。

金 盛：今回はあくまで意見を伺った。特別委員会の設置は時期的に実質難しいと思うが、次期の体制に引き継ぐという前提での話である。

資料：03-1 [資料 1-1] 230124_議会個人情報の保護 条例概要説明

03-2 [資料 1-2] 230124_斜里町議会（案）と全国議長会の比較表

03-3 [資料 1-3] 230124_罰則の定めのある条例の事前協議について（回答）（230110）

03-4 [資料 2-1] 230124_議員の旅行に関する申合せについて

03-5 [資料 2-2] 230124_旅行等に関する申合せ 比較表 220118

音声データ： 04 [音声] 230124_第 15 回議運委員会